

熊本市立金峰山少年自然の家新施設整備運営事業

事業契約書（案）新旧対照表

NO	頁	章	節	条	1	(1)	項目等	事業契約書（案）（令和4年6月21日修正版）	事業契約書（案）（令和4年4月20日公表）
1	4	1		7	2		設計責任者、工事監理者、総括責任者、業務責任者、業務従事者	また、工事監理者は、 <u>自らの責任により、実施設計図書を元に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の指導監督を行わなければならない。</u>	また、工事監理者には、設計担当者と異なる者を配置し、自らの責任により実施設計図書を管理しなければならない。
2	6	1		11	2		契約の保証	前項に定める保証の金額は、別紙1に定めるサービス購入料Aの合計額の100分の10 <u>以上</u> の金額とする。	前項に定める保証の金額は、別紙1に定めるサービス購入料Aの合計額の100分の10に相当する金額とする。

NO	頁	章	節	条	1	(1)	項目等	事業契約書（案）（令和4年6月21日修正版）	事業契約書（案）（令和4年4月20日公表）
3	21	5	1	51	1		指定管理者の指定	<p>なお、指定に当たり、熊本市公の施設の指定管理者制度に関する指針第6に規定する項目について、「指定期間に関する事項」にあつては第4条記載の「維持管理・運営期間」に、「指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」にあつては第2条第10号の「維持管理業務」、同条第11号の「運営業務」及び第56条の「管理の基準」に、「事業計画に関する事項」にあつては第69条第2項に記載の「年度実施計画書」に、「事業報告及び業務報告に関する事項（モニタリングに関する事項）」にあつては第71条の「業務報告」に、「本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項」にあつては第6章の「サービス購入料の支払い」に、「管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項」にあつては第109条の「個人情報の保護」に定めるとおりとする。</p>	<p>なお、指定に当たり、熊本市公の施設の指定管理者制度に関する指針第6に規定する項目について、「指定期間に関する事項」にあつては第4条記載の「維持管理・運営期間」に、「指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」にあつては第2条第10号の「運営業務」、同条第11号の「維持管理業務」及び第56条の「管理の基準」に、「事業計画に関する事項」にあつては第69条第2項に記載の「年度実施計画書」に、「事業報告及び業務報告に関する事項（モニタリングに関する事項）」にあつては第71条の「業務報告」に、「本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項」にあつては第6章の「サービス購入料の支払い」に、「管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項」にあつては第109条の「個人情報の保護」に定めるとおりとする。</p>

NO	頁	章	節	条	1	(1)	項目等	事業契約書（案）（令和4年6月21日修正版）	事業契約書（案）（令和4年4月20日公表）
4	24	5	1	57	1	(4)	利用に関する許可の基準	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。 <u>以下「暴力団対策法」という。</u> ）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
5	30	6		81	1		サービス購入料の支払い	市は、別紙1の支払方法、 <u>金額及び支払いスケジュール</u> により、サービス購入料を支払う。	市は、別紙1及び別表の支払方法及び、金額により、サービス購入料を支払う。
6	31	7	2	86	1		維持管理・運営業務の承継	市及び事業者は、維持管理・運営期間の終了に際して、市又は市の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の承継に必要な事項の詳細について、維持管理・運営期間終了の2年前から協議を開始する。 <u>この協議において、少なくとも事業期間終了後2年以内は、本施設及び設備の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、引渡し時の本施設及び設備の状態について市及び事業者は協議を行うものとする。</u>	市及び事業者は、維持管理・運営期間の終了に際して、市又は市の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の承継に必要な事項の詳細について、維持管理・運営期間終了の2年前から協議を開始する。

NO	頁	章	節	条	1	(1)	項目等	事業契約書（案）（令和4年6月21日修正版）	事業契約書（案）（令和4年4月20日公表）
7	31	7	2	86	2		維持管理・運營業務の承継	<p>事業者は、市又は市の指定する第三者が維持管理・運営期間終了後において維持管理・運營業務を引き続き行うことができるよう、<u>また、事業期間終了時において、本施設及び設備の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継ぐことができるよう</u>、前項の規定による協議において合意された事項に従い、維持管理・運営期間終了の9か月前から当該業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた操作要領その他の資料を提供するほか、維持管理・運營業務の承継に必要な引継マニュアルを維持管理・運営期間終了の<u>3</u>か月前までに整備して市に引き渡す。</p>	<p>事業者は、市又は市の指定する第三者が維持管理・運営期間終了後において維持管理・運營業務を引き続き行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、維持管理・運営期間終了の9か月前から当該業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた操作要領その他の資料を提供するほか、維持管理・運營業務の承継に必要な引継マニュアルを維持管理・運営期間終了の6か月前までに整備して市に引き渡す。</p>
8	32	7	3	88	1	(3)	事業者の債務不履行による契約解除	<p>事業者又は構成員若しくは協力企業が本事業又は本事業に係る入札手続に関して、重大な法令違反（基本協定書<u>第6条第3項又は第4項</u>各号に規定するものを含む。）をしたとき。</p>	<p>事業者又は構成員若しくは協力企業が本事業又は本事業に係る入札手続に関して、重大な法令違反（基本協定書第7条第1項各号に規定するものを含む。）をしたとき。</p>

NO	頁	章	節	条	1	(1)	項目等	事業契約書（案）（令和4年6月21日修正版）	事業契約書（案）（令和4年4月20日公表）
9	33	7	3	88	2	(1)	事業者の債務不履行による契約解除	役員等（その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認めるとき。	役員等（その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団（ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u> 、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認めるとき。
10	37	8		98	5		本施設の引渡し後の解除	ただし、本契約等に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認めるものについては、市が負担し、法令の変更起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、第101条の規定に従い、 <u>不可抗力</u> に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用は、第103条の規定に従い、それぞれ事業者又は市が負担する。	ただし、本契約等に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認めるものについては、市が負担し、法令の変更起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、第101条の規定に従い、 <u>不可効力</u> に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用は、第103条の規定に従い、それぞれ事業者又は市が負担する。